



Title	「商業賄賂」に対する刑事規制の日中比較：第七回 日中経済刑法シンポジウムより
Author(s)	品田, 智史
Citation	阪大法学. 2024, 74(2), p. 225-226
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97628">https://doi.org/10.18910/97628</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 「商業賄賂」に対する刑事規制の日中比較

——第七回日中経済刑法シンポジウムより——

品 田 智 史

「商業賄賂」という言葉は、商業上の（不正な）利益を得るために行われる賄賂のことを意味する中国語である。この語から日本語として同じ意味を直観的に読み取ることは難しくないと思われるが、当該意味をあらわす語句は日本には存在しない。このことは法規制にもあらわれており、民間企業同士の取引における「商業賄賂」について、それを正面から規制の対象とした刑罰法規は日本法には存在しないといつてもよい。一方、中国においては、「商業賄賂」は刑法上の概念でこそないものの、民間企業における賄賂は一般的・包括的に刑罰法規の規制対象となっている。

2024年5月3日、上海交通大学において、中国刑法学研究会、上海交通大学、日本関西経済刑法研究会を主催者として、「第七回日中経済刑法シンポジウム」が開催された。そのテーマは「経済犯罪の現代的対策」であり、具体的には、「企業腐敗犯罪の刑事的対策」および「組織犯罪と企業コンプライアンス」が取り扱われた。シンポジウムのセッション2において、上海交通大学凱原法学院教授で中国刑法学研究会副会長を務める于改之教授と筆者が、上述の日中の「商業賄賂」規制について報告し、参加者も含めて議論が行われた。

中国において「商業賄賂」は広義と狭義に分けられ、後者は民間企業の賄賂に限られるが、前者は公務員に対する賄賂も含まれている。于教授の報告は、広義の「商業賄賂」を取り扱うものであるため、実質的には中国刑法の賄賂罪全般を検討対象としている。そして、于報告は、賄賂罪について、中国刑法創設から最新の法改正までの沿革のほか、現状の詳細な解説、さらには、今後の商業賄賂に関する課題まで含む非常に包括的な内容であり、日本の賄賂罪の研

## 資 料

究発展のためにその内容は広く共有されるべきであると考える。そのため、于教授と邦訳者である孫文准教授（華東政法大学）の許可を得て、対となってい  
る拙稿と併せて論文の形で本誌に掲載していただくこととした。